

高等教育の修学支援新制度  
多子世帯要件に係る「新たに出生した子等」の取扱いについて

2025年度から「高等教育の修学支援新制度」において多子世帯(注1)支援が拡充(多子世帯の学生等に対し、所得制限なく、一定の額まで、大学等の授業料及び入学金が無償化)されました。多子世帯に該当するかの判定における「扶養する子」の数は、日本学生支援機構において「マイナンバー」を通じて直近の税法上の扶養状況の情報をもとに判定されますが、2026年4月から9月の支援について、**基準日(2024年12月31日)より後に生まれた子等(以下、新たに生まれた子等)がいる場合、「扶養する子」に加算することができます(注2)。**

つきましては、以下を参照の上、該当者は所属校舎の学生支援課へ必要書類を提出してください。

(注1)「扶養する子が3人以上」かつ「支援を受けようとする学生等本人が被扶養」

(注2)「扶養する子」が2人以下だった者が、「新たに生まれた子等」が加算されることで「扶養する子」の数が3人以上となれば、多子世帯に該当するとされうることとなります。

### 1. 対象となる出生等の期間

#### 2025年1月1日～2026年3月31日

※2026年4月から9月の支援に係る判定からは、扶養状況の基準日(2024年12月31日)の後に生計維持者が出生した実子等(新たに生まれた子等)は、同税情報に反映されないものの、「扶養する子」に加算することができます。

### 2. 「新たに生まれた子等」の該当者及び証明書類

#### 「新たに生まれた子等」とは

以下の(ア)～(ウ)のいずれかのケースに当てはまる人のことです。ケースに応じた証明書類を提出してください。

ケース	証明書類 (コピー可)
(ア)生計維持者の実子 ※【対象期間】に生まれた方に限ります。	出生証明書、母子手帳、戸籍抄本 等、子の出生日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
(イ)生計維持者に委託された里子 ※【対象期間】に委託された方に限ります。	里親委託証明書等、委託開始日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
(ウ)生計維持者と特別養子縁組をした特別養子 ※【対象期間】に特別養子縁組した方に限ります。	特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本 等、縁組した日及び生計維持者の氏名が記載されたもの

### 3. 必要書類

- (1)『「新たに生まれた子等」の数の申告書」(添付様式) ※  
(2)対象となることを示す公的証明書類の写し等 ※「2. 「新たに生まれた子」の該当者及び証明書類」参照

(学生→学校→機構)

記入日： 20 年 月 日

「新たに生まれた子等」の数の申告書

標記について、証明書類を添えて以下のとおり申告します。

Table with 2 columns: Field Name (e.g., 奨学生番号, 受付番号) and Value (e.g., 5 2 0, or dashes). Includes a field for the number of newly born children.

「新たに生まれた子等」とは

「新たに生まれた子等」とは、以下の(ア)～(エ)のいずれかのケースに当てはまり、事由の発生日が対象期間に当てはまる人のことです。該当するケースにチェックの上、ケースに応じた証明書類を提出してください。

Table with 2 columns: ケース (Cases) and 証明書類 (証明書類 (コピー可)) (Proof Documents). Lists cases (A-E) and required documents like birth certificates, custody orders, etc.

事由発生日について

上記で選択したケースについて、その事由の発生日（例：出生日、死亡日、離婚日等）を記載してください。

Form for event date: 事由発生日 202 年 月 日

※本申告書に記載された事由発生日について、添付された証明書類で確認できる日付と異なる場合、証明書類の日付を正しい事由発生日として取り扱います。

【対象期間】について

下表の（今あなたがおこなっている）手続きにより、当てはまる期間を確認し、いずれか一つの該当箇所にチェックをつけてください。

※複数の手続きで対象者に該当する場合、各手続きにおいてその都度申告が必要です。（例：事由発生日2026年2月1日の場合、在学採用（一次）申込時と適格認定（家計）時に、それぞれ採用係と異動・補導係に書類を提出する。）

Table with 4 columns: 手続き (Procedure), 対象期間 (Target Period), and 提出先 (Submission Destination). Lists various adoption and support procedures and their corresponding periods.

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務（返還業務を含む）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複支給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内において

Form for school information: 学校 記入欄, 電話番号, 担当者名, 学校番号, 区分